

筑前町情報システム管理運営・D X推進支援業務
プロポーザル実施要領

1 当該委託等の目的・概要

(1) 目的

本業務は、本町における情報システムの安定稼働を堅持しつつ、デジタル技術の活用により行政運営の効率化及び住民サービスの向上を加速させるため、専門的な知見を有する技術者（S E）を常駐させD X推進課の業務遂行の支援を行うもの。

(2) 業務概要

情報システム及びネットワークの整備や運用に関する技術支援、情報セキュリティ対策に関する支援、I C T機器の運用支援、デジタル化に係る技術的な支援。

(3) 予定契約期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

※発注者と受注者双方協議の上で決定するものとする。

(4) 提案上限月額

1,320,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

参加資格を有する者は、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 本町において、指名競争入札参加資格を有する者又はその資格を有しないもので次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者であること。

ア 納税証明書（国税、県税及び市町村税）

※参加表明書提出期限以前、3か月前までに発行したもの

イ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書

※参加表明書提出期限以前、3か月前までに発行したもの

ウ 筑前町暴力団排除条例に係る誓約書

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。

(4) 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は公募日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

(5) 筑前町指名停止等措置要綱（令和6年告示第135号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 仕様書の要員要件を全て満たす者を配置できる事業者であること。

(7) 情報セキュリティマネジメントシステム又はプライバシーマークを取得している事業者であること。

(8) 事業者が過去10年以内に他自治体においてS E常駐に係る業務を元受けとして請け負った実績があること（履行中の案件を含む。）。

3 全体スケジュール

内容	期日
公募開始（筑前町ホームページ掲載）	令和8年6月19日（金）
質疑書受付締切	令和8年6月29日（月）
質疑回答期限	令和8年7月3日（金）

参加表明書提出期限	令和8年7月10日(金)
参加資格結果通知期限	令和8年7月17日(金)
提案書・見積書受付締切	令和8年7月27日(月)
プレゼンテーション審査	令和8年8月3日(月)
結果通知(筑前町ホームページ掲載)	令和8年8月10日(月)
契約日(予定)	令和8年9月1日(火)

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある。

4 質疑について

(1) 質疑方法

ア 質疑書(様式1)を電子メールで事務局あてに送付すること。

イ メールの件名は【筑前町情報システム管理運営・DX推進支援業務プロポーザル】とすること。

ウ 送付先:densan@town.chikuzen.lg.jp

エ 送付した際は、事務局(0946-42-6623)に電話し到着確認をすること。

オ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質疑(参加業者数、参加業者名、選定委員等)については受付けない。

(2) 質疑期間

令和8年6月19日(金)から令和8年6月29日(月)17時まで

(3) 回答方法

令和8年7月3日(金)までに町ホームページに掲載する。

5 参加表明書の提出

(1) 期限

令和8年7月10日(金) 17時まで(必着)

(2) 提出書類

ア 参加表明書(様式2)

イ 会社概要(任意様式)※パンフレット等で可

ウ 業務実績(様式3)

エ 筑前町暴力団排除条例に係る誓約書(様式4)

オ 情報セキュリティマネジメントシステム又はプライバシーマーク取得登録証の写し

(3) 提出先及び提出方法

DX推進課(本庁舎3階)

持参、郵送又は電子メールのいずれかにより提出すること。

郵送の場合は、レターパック等郵送状況の確認と到達確認が可能な手段とすること。

メールの場合は、件名を【筑前町情報システム管理運営・DX推進支援業務プロポーザル】とし、「densan@town.chikuzen.lg.jp」に送信すること。

送信後は必ず事務局(0946-42-6623)に電話し到着確認をすること。

(4) 部数

各1部

(5) 参加資格結果

令和8年7月17日(金)までに電子メールにて通知する。

6 提案書の作成と提出

(1) 提案内容

「筑前町情報システム管理運営・DX推進支援業務仕様書」に基づき、「審査基準」

の項目に沿って記載すること。

(2) 提出書類

ア 提案書（様式5）

横書き、A4判両面印刷とし、表紙を含めて30ページ以内

※提案書は穴開けし、ファイリングすること

イ 会社概要（任意様式）※パンフレット等で可

ウ 参考見積書（様式6）及び内訳書（任意様式）

※1（4）に記載の提案上限額を超えないこと。

(3) 部数

6部（正本1部 副本5部）

(4) 期限

ア 持参の場合

令和8年7月27日（月） 17時まで（必着）

(5) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

D X推進課（本庁舎3階）

開庁日の9時から17時まで。

必ず事務局職員に手交すること。

イ 郵送の場合

事務局宛に送付すること。ただし、郵送方法はレターパック等郵送状況の確認と到達確認が可能な手段とすること。

※原則として提出後の資料の修正及び追加提出は認めない。

7 プレゼンテーション

(1) 日付

令和8年8月3日（月）

(2) 場所

筑前町役場 本庁舎

(3) 実施時間

30分以内とする。（目安：説明20分+質疑10分、準備・片付けは除く）

(4) 人数

契約した際の責任者（担当者）を含め4名以内とする。

(5) 貸出物品

机、椅子、プロジェクター及びスクリーンとする。それ以外の物品については、提案者が準備すること。

(6) その他

提案者が1者の場合においても、プレゼンテーション審査を実施する。この場合において、審査評価が一定基準を満たさない場合は、受託候補者として選定しないことがある。

8 審査基準

別紙「審査基準」を参照すること。

9 審査方法及び選定方法

(1) 審査方法

筑前町情報システム管理運営・D X推進支援業務プロポーザル審査会における、書類

及びプレゼンテーション審査によるものとする。

(2) 選定方法

審査委員の評価点の合計が最も高い提案者を優先交渉権者とし、次に高かった者を次点者とする。最高合計点数の提案者が複数いた場合、審査委員の協議によって選定するものとする。

10 選定結果通知及び公表

選定結果は、参加した事業者に対し、電子メール等にて通知し、町ホームページにおいて公表する。

11 契約手続

優先交渉権者との協議により仕様書を確定させ、見積書の徴取を行った上で契約を締結する。この際、見積額は提案額を上回らないものとする。

優先交渉権者が契約を履行できる見込みがないと町が判断した場合は、随意契約を締結しないことができる。その場合、優先交渉権者は損害賠償請求をしないものとするとともに、町は次点者と交渉することができる。

12 事務局

(1) 担当部署

筑前町DX推進課 担当 吉原

(2) 連絡先

〒838-0298 福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地

電話番号：0946-42-6623（直通）

Eメールアドレス：densen@town.chikuzen.lg.jp

13 その他

(1) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。また、本プロポーザル方式以外の目的には使用しない。

(3) 提案者が失格となる場合

ア 参加資格を一つでも満たさないことが判明したとき。

イ 見積額が1(4)の額を上回っているとき。

ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

(4) 異議申し立て

ア 提案書の提出後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ 本町の都合により、又は公正にプロポーザルを執行することができないと認めるときは、日時を延期し、又は取りやめることがある。この場合において、異議を申し立てることはできない。

(5) 提出書類は、公表しないものとする。ただし、情報公開条例その他関係法令等に基づき、公表する必要があると認められる場合はこの限りではない。